

開会の日 令和2年3月19日(木)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田	清 美
副委員長	高 原	邦 子
委員	葛 谷	寛 徳
委員	籠 山	恵美子
委員	前 川	文 博
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
教育長	沖 畑	康 子
総務部長	泉 原	利 匡
総務課長	岡 田	浩 和
財政課長	洞 口	廣 之
財政課財政係課長補佐	上 畑	浩 司
総務課行政係長	東	弘 通
総務課人事給与係長	下 通	剛
理事兼企画部長	御手洗	裕 己
総合政策課長	柚 原	徹 守
総合政策課政策企画係長	土 田	治 昭
市民福祉部長	柚 原	誠
発達支援センター センター長	中 切	智 子
障がい福祉課参事	藤 井	弘 史
子育て応援課長	小 林	観 善
市民保健課長	三 井	大 輔
市民保健課市民係課長補佐	川 上	聡 子
市民保健課保険年金係	玉 腰	弓 子
地域包括ケア課長	都 竹	信 也
地域包括ケア課社会福祉係長	丸 亀	佳 祐
地域包括ケア課介護保険係長	佐 藤	博 文
地域包括ケア課地域医療係長	白 木	大 輔
監査委員事務局長	野 村	賢 一

教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之
生涯学習課長	米 澤 智 透
スポーツ振興課長	大 始 良 透
生涯学習課教育振興係（神岡）	野 上 英 一
スポーツ振興課スポーツ振興係長	吉 川 慶
消防長	中 畑 和 也
消防本部総務課長	堀 田 丈 二 郎
消防本部総務課課長補佐	嶋 大 和
消防本部予防課長	斎 藤 鉄 也
古川消防署北分署署長	蒔 田 真 也
神岡消防署長	栃 本 孝
農林部長	青 垣 俊 司

◆職務のため出席した  
事務局員

議会議務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件

議案第7号	飛驒市監査委員条例の一部を改正する条例について
議案第8号	飛驒市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号	飛驒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第10号	飛驒市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号	飛驒市積立基金条例の一部を改正する条例について
議案第12号	飛驒市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について
議案第13号	飛驒市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第14号	飛驒市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例について
議案第15号	飛驒市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
議案第16号	飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第17号	飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について
議案第18号	飛驒市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
議案第19号	飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第20号	飛驒市印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第21号	飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第22号	飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第23号	飛驒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第24号	飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第25号	飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
議案第42号	飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第57号	飛驒市犯罪被害者等支援条例について

( 開会 午後1時00分 )

◆開会

●委員長 (住田清美)

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

以上、ご協力をお願いします。

それでは、付託案件の審査を行います。

◆議案第7号 飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

議案第7号、飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

野村監査委員事務局長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□監査委員事務局長 (野村賢一)

平成29年の地方自治法の改正により、第243条の2が新たに規定されたことに伴い、既存の引用条文に条ずれが生じたため、引用箇所を改正するものです。地方自治法第243条の2とは、地方公共団体の長等の損害賠償責任が生じた場合に善意で重大な過失がないときは政令で定める基準を参酌して条例で免責額を定めることができるという条文ですが、これによりまして旧243条の2が第243条の2の2となったことにより条ずれが生じるものです。施行日は令和2年4月1日です。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員 (籠山恵美子)

こういう対象になった事例は今まであるのですか。

□監査委員事務局長 (野村賢一)

私の知るところでは、記憶はございません。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第8号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第8号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

それでは議案第8号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

ふるかわ循環乗合タクシーの廃止及び回数券の導入に伴う改正でございます。改正の1点目は、ふるかわ循環乗合タクシーを令和元年度より通院支援タクシー助成制度を設けて試験的に運休しておりましたが、令和2年度より廃止するものです。

2点目は、市営バス12路線で利用可能な普通回数券及び学生回数券を導入するものです。普通回数券は100円券、12枚綴りで1,000円。学生回数券は、100円券、13枚綴りで1,000円でございます。施行日は令和2年4月1日です。

回数券の販売場所でございますが、古川は、濃飛トラベルセンター。神岡は、濃飛バス神岡営業所。河合・宮川は、各振興事務所の4カ所で行うこととしております。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

この学生回数券も含めてですが、これは市民だけですか。それとも市外の方でも買い

たい人は買えるということによろしいですか。

□総務課長（岡田浩和）

どなたでも購入いただけるというふうに思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第8号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第9号 飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続いて議案第9号、飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第9号、飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

給料を支給される非常勤職員の保証基礎額を定めるための改正です。改正の内容は、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、フルタイム会計年度任用職員については、これまで賃金としての支給でしたけれども、常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたところがございます。これに伴いまして、条例第5条において報酬が日額で定められている職員の保証基礎額に加えまして、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償にかかる平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものがございます。施行日は令和2年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

ちょっとわかりにくい文章なので、わかりやすく教えていただきたいのですが、つまり任用制度ができて、それに適用される職員は、これまでの正規の職員の方と同じ規定になるということですか。またちょっと違うのですか。

□総務課長（岡田浩和）

現在の公務災害、あるいは労働災害の補償の仕組みとしましては、公務災害補償と労災の適用と非常勤の公務災害補償の3種類がございます。正職員につきましては、公務災害ということになるわけですが、その中でも職場に応じては労災が適用になるというふうになっております。今回の改正の部分につきましては、非常勤の方を対象にした場合に上位の法律でですね、条例で補償制度を定めなさいという仕組みがございます。その中に現在おみえの臨時的任用職員の方が対象であったわけですが、支給されておりましたのが賃金ということでしたので、今の会計年度任用職員の方は給料を支給するということになりまして、同じ対象者としては変わらないわけですが、給与から支給されるということで、その方を対象にするということが大まかな内容でございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、この災害補償もよくなるということで理解していいんですよね。

□総務課長（岡田浩和）

制度としては変わりませんので、会計年度任用職員の方も対象にできるように改めるということになります。補償が上がるとか下がるとかということではございません。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第10号 飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第10号、飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第10号、飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めができる旨を規定するための改正です。改正の内容は、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用の手続きがさまざまであることに鑑みまして、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように改正するものです。施行日は令和2年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法というのは、例えばいくつか例をあげて説明をお願いします。

□総務課人事給与係長（下通剛）

会計年度任用職員以外、私たちのような職員につきましては、採用される際に宣誓書というものがございまして、そちらに署名をいたしまして、実際の辞令交付、4月1日なりの辞令交付式で部長級職員、役員の前で宣誓をしてですね、実際に口で宣誓をしてですね、行っております。ただこれが実際、会計年度任用職員の方々皆様にですね、同じように実施しようとする、ちょっと事務的にもなかなか不可能な部分がございますので、そこを自治体に応じたやり方でやるということになります。そのうえで、今こちらのほうで想定しておりますのは、その職員と同じ宣誓書に署名して、そちらを提出していただくことで、その行為に代えようというように考えております。

○委員（高原邦子）

そもそもサービスの宣誓、これは働くうえで絶対必要な法的根拠というのを教えてください。

□総務課長（岡田浩和）

地方公務員法第31条にございまして、それはサービスの宣誓をしなければ職務を行ってはならないという文言がございますので、それを私たちの自治体としては、宣誓をして業務にあたらせるというふうにしています。

○委員（高原邦子）

それで、会計年度任用職員の方には、普通の正規の方とは違って、それぞれのところでサインをすればいいということですよ、今の話だと。一般の正規の人はサインではだめなんですか。

## □総務課長（岡田浩和）

「地方公務員法上は、上級の公務員の面前で宣誓をして」というふうにならざるを得ないので、正職に関しては、辞令交付の際に署名したものを宣誓させるべきと考えています。会計年度任用職員に関しましては、パートタイムの方も含めると、400人ほどになるということになりますので、4月1日にそれぞれの職場で、皆さんに正職と同じような宣誓行為をお願いした場合にやはり事務的にもむずかしい部分があるかなというふうに思っておりますので、そこを今回の条例で、それぞれにふさわしいかたちでということで、面前でさせる方法もありますし、書面で所属長に提出させる方法もあるということでのように考えています。

## ○委員（高原邦子）

地方自治法に書いてあるということなんですけれど、例えば正職の方が声がでない人とかそういったときのことで別なところにそういった補完するような条文は地方自治法では今のところないと理解してよろしいのですか。

## □総務課人事給与係長（下通剛）

私の知るかぎりでは法律にそこまで詳しくは書いていなかったと認識しています。ただ今議員おっしゃったようにそういったケースも当然想定されるところでございますので、そのへんの柔軟な運用については、自治体の判断に任されるということのように考えております。

## ○委員（高原邦子）

今の返答だとそこは任せますということが地方自治法の規則になり何なり補足するものに書かれているんですかということをお聞きしているわけですよ。下通さんの自己の判断ではなくて、そういったものをちゃんと調べて言われているかということをお聞きしているんですけれど。ありますか、ということなんです。

## □総務課長（岡田浩和）

地方公務員法の中では、例えば今のようなケースのときに宣誓しなくてもいいということは、書かれてはないということです。

## ○委員（前川文博）

会計年度任用職員のこと、前聞いたんですけれども、これ1年の任期で2回更新ができる。さらに3年経った時点で、また申し込めば、また3年間の1年単位の更新ができるということでしたが、この宣誓というのは、一番最初のときのタイミングだけなのか、毎年更新ごとに行うのか、それとも3年ごとに行うのか。どのようなふうになりますか。

## □総務課人事給与係長（下通剛）

一度行っていけば、そのあともし継続される場合は不要ということが総務省からも示されております。



○委員（籠山恵美子）

いまのやりとりを聞いていまして、私はこのこういうふうに別段の定めができるというふうに変ったのは、例えばこれまで賃金で雇用されていた方々の中には、障がいを持った方もいるかもしれません。手話で仕事をする人もいるかもしれません。だからそういう人たちに配慮をした、口頭での宣誓に変わる配慮したことは、各自治体の任命権者の計らいでやりなさいよということなのかなと思ったのですが、そういうこととは違うのですかね。

□総務課長（岡田浩和）

議員ご指摘のようにそれぞれの職員にふさわしい方法でというところがございますので、私どもの説明の中では、所属長提出だけのように想定しておりましたが、そういう場合の職員の方もいるかと思っておりますので、ここの部分を適用させる部分については、そのように対応ができるのではないかと考えております。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、先ほど高原委員おっしゃいましたけれど、その時期になったら新年度のときにひとりひとりに例えば選んでもらうということですか。宣誓を口頭でやります、あるいは署名でやります。ここでは、先ほどの説明では署名でよいというふうになっていましたけれど、それ1本ですか。

□総務課人事給与係長（下通剛）

私どものほうとしては、まずは書面が基本であると考えていまして、まずそういったかたちで紹介をさせていただいて、それが困難であるという場合は、個別にご相談いただくようなかたちを想定しています。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第11号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第11号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第11号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

基金の目的変更及び設置に伴う改正です。改正の内容は、飛騨市鉄道資産整理基金につきましては、目的を鉄道資産の整理経費に充てるためとしておりましたが、鉄道資産の維持管理経費にも充てられるように改正するものです。

また新たに森林整備及びその促進に要する経費に充てるため、飛騨市森林整備促進基金を設けるものです。施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

維持管理経費は、具体的にどのようなものを使われているかをお聞きします。

□財政課長（洞口廣之）

維持管理といたしまして、新年度予算にはですね、神岡の温泉口駅の駅舎の屋根の塗装、こういったものに充てるように予算計上させていただいております。これまでも実は、この基金というのは平成18年に三井金属から15億円という寄附を賜りまして、当時は5億円の経営運営基金というものと10億円の整理基金ということに分割をされておりました。その鉄道経営運営基金というのはもともと目的が鉄道事業の創業ということをやっていたんですね。もう一回走らせると、鉄道事業の創業を施設整備等の経費に要する経費に全般に充てるということで5億円というのを持っておりましたが、創業はしないという方針のもと平成23年度に改正をいたしまして、15億円に統合されたということでございます。

この中では整理という文言だけが、従前のものが残っておったわけですが、基本的にああいう資産を、当時は普通財産でありましたが、しっかりとしたかたちで維持していくためには何かしらの保全行為というものが必要であると。ただし、資産自身は飛騨市のものでございますけれども、そういった施設の修繕維持に税金ですね、これを普通に充てることは適当ではないのではないかといったことから、一応この基金の中で運用益ですね、利子収入の範囲内でさまざまなことに活用させていただいております。ちょっと過去にどういったものやっていたか申し上げますと、平成23年に構造物の安全点検調査ということでトンネル等に剥離してですね、落ちてこないかというような打音検査というのをさせていただいております。平成25年には今稼働しておりますが、溪谷コース、これを新たに新設するにあたって利用者に何らかの被害が生じるこ

とがないかと。当時、国道41号に大きな落石があったこともございました。その裏面になりますので、そういったことの調査にも活用させていただいております。それからその調査を受けて、実際に橋梁ですとか、トンネルの部分的な補修というものも平成27年及び平成28年にこの基金から充当させていただいております。

こういったことで、やはりこういった趣旨を考えますと、しっかり整理という言葉ではなくしてしまうという意味だけではないという解釈のもと、これまでも活用させていただいておりますけれども、ここにしっかりとしたかたちで維持管理ということを加えたいといった趣旨の改正であります。

○委員（高原邦子）

先ほど利子とかそういったものを維持のために使ってきたということでした。ここに維持管理費の経費に充てるということができるようになって、もしかして利子とかそういったものでは補えないようなものも使えるようになるというふうに理解してよろしいでしょうか。

□財政課長（洞口廣之）

本基金はですね、これ積立基金でございます。したがって、定額運用基金ということでございませぬから、この範囲の中で活用することは可能です。ただ、こういったことで今15億円というもののうち10億円をですね、債券で管理をさせていただいております。このことによって、10億円というものの債券、通常の定期預金と比較してもかなり高額な利子収入が望めるものですから、現実的にはですね、この10億円については20年債の国債とかということで運用しておりますから、基本的にはここまでは、その10億円は触らなくてもいいといったかたちで考えております。

ただし、神岡の議員はご存じだと思いますが、幸土町の上の橋梁とかですね、いろんなことがございます。したがって、これが基金の趣旨としては、15億円までは活用可能ということで捉えておりますけれども、実際の運用上はこういった利子の範囲でやればいいのかといったことは考えております。

○委員（籠山恵美子）

大体、基本はわかりました。それでいいのかなと思いますけれども、この森林整備及びその促進に要する経費に充てるという新しい使い方も出てくるわけですね。これは、具体的に何か構想があるんですか。

□財政課長（洞口廣之）

積立基金条例の構成上、表になっておりまして、これ全然別の基金であります。鉄道の基金とは別に新たに森林整備促進基金というものを新たに設けたいという上程案でございます。その中で、これに趣旨につきましては、昨年度から森林環境譲与税、これが始まってまいりました。これはですね、ご存じのとおり、譲与税ですから通常は一般財源でございます。市が自由な使途に使ってもおかしくないんですけれども、国民の皆様にならぬ新たな税負担をお願いするという観点から、これは森林整備に活用しなさいというこ

とが林野庁からも示されておりまして、とくに消費税のうちの社会保障財源も同じなんです、一般財源と言いつつも社会保障に充てたり、森林の活用にも充てるといったことは年度ごとに調査があるんですね。こういったことはしっかりそこに充てていないと、ちょっと難しい話になりますけど、地方交付税にも影響がしてきます。ですから、自由に使うというわけにはまいらないというような財政上の取り扱いになっておるものから、今般ですね、本年度計上させていただいて、全額を森林整備等に充てるということで当初予算案を計上させていただいておりましたが、とくになんです、畦畑で観光造林の所有権、分取権を買いたいということで上程させていただいた予算案につきまして、先日の3月補正でも減額補正をお認めいただきましたが、評価方法が変更になったことによりまして、当初の想定よりもかなり低く購入できる見込みが立つことになりました。そういたしますと、このお金はこのまま何もしないと、通常の一般財源と一緒に次年度に繰り越されてしまうというかたちになってしまいます。したがって、毎年度入ってきた譲与税に見合う金額、使えなかった分はこの基金に積み立てていく中で、今年度においてしっかりとした計画が整った時点で充当していくと。そういった扱いにしたいというものでございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、森林環境譲与税ですか、それはこれからはずっとこの基金にストレートに積み立てるということなんですね。

□財政課長（洞口廣之）

実は、そうではございませんで、しっかり使いなさいというのが国の指示なんです。森林整備に充てなさいと。ただし、これはですね、全国民にお願いする税という、国税という性質上、実は例えば東京の世田谷区ですとか、山のない自治体にも入ってくるんですね。そういった自治体ではどう使うか悩まれているとお聞きしますけど、今年度につきましては予算計上も倍額にしております。実は、去年の台風でですね、千葉のほうで倒木によってかなり停電があったということがあって、これを受けて国のほうが急遽前倒して、段階的に引き上げていく予定だったんですが、その引き上げ幅を前倒して出してくるというかたちになりました。これについて国からもとくにこういったことで倍額するんだから、しっかり活用してくださいといったようなお願いというかたちですが、それもいただいております。

したがって、当初予算では、当初予算から基金に積むという予算計上はしないという方針であります。あくまでも精算した結果、この3月補正なりで積立というかたちになるかと思えます。

○委員（高原邦子）

確認なんですけど、要は残ったものを基金に積み立てていくということなんですけど、そこを見られて、使っていないんじゃないとか指摘されるということはないんでしょうか。

□財政課長（洞口廣之）

そういったご指摘もあろうかと思えます。ただ、これにつきましては、それを絶対に拒むものではないといったことも国からは出ております。そうしないと、これまでやっていた通常の林業振興費には充てれない、新しいことをしなさいというような付記もあるんですね。ですから、それがすぐ事業化できるかということは、やはり自治体にそこは託されているということでありますので、他の使途に流用するようなことがなければそこまでの厳しい指導はないと考えておりますし、国からもそこまで厳密なことはまだ聞いてもおりません。

●委員長（住田清美）

ここでお願いがございます。答弁は簡潔にお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第11号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時32分 再開 午後1時34分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第12号 飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第12号、飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

議案第12号、飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について。新旧対照表により説明をさせていただきます。2ページをごらんください。こちら改正の主旨としましてはですね、総合政策審議会においてより多くの意見を聴取し、審議の内容を深めるための改正ということでございまして、具体的には第3条のですね、審議会の委員数を現行の15人以内から20人以内に増やすことと第7条追加しまして審議会に部会を置くことができるようにするということでございます。総合政策審議会の委員はですね、この設置条例第3条第2項によりまして、関係団体を代表するもの、市民、その他市長が適当と認める者から市長が委嘱するということとしておりますが、現在は医療・介護・子育て・防災・商工業・観光業・農業・林業・教育・大学・PTA・金融・労働・まちづくり・市民の各分野の関係団体の代表や識者の方に委嘱をしております、15名で構成をしておりますが、これまでですね、市民の代表ということで、飛騨市区長会等連絡協議会の会長を委嘱させていただいていたところですが、令和2年度からですね、古川・河合・宮川・神岡のそれぞれの地区の代表の方にも参画をいただいて、ご意見を頂戴したいというふうに考えていること及び今後もですね、新たな分野の方のご意見をいただくことも考えられるということがございますので、今回20人というふうに改正をさせていただいております。部会設置のほうにつきましては、例えばその医療や福祉関連のことに特化したようなですね、ご意見を伺いたい場合などについて全ての委員の方を招集せず一部委員と外部の専門家を入れた部会というものを開催してご意見をいただくことを想定して、今回新たに一条追加させていただいたとそういったこととでございます。施行日は令和2年4月1日ということでございます。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

今現在のメンバーと増員のメンバーの話が出たんですが、今の話ですと、20人になると、今の予定メンバーでは2.3人まだ空きの枠があるということによろしいですか。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

そのとおりでございます。

○委員（前川文博）

もう1点お願いします。この審議会なんですけれども、15名から20名に増えるということを部会を置いて、講師なりを呼んでということが、今話があったのですが、年間的にはいくらぐらいの費用を想定してみえますか。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

委員の皆様、お一人ずつ3,000円の報酬を予定しております。それが今のところ、来年度は、18名、年3回これまで予定開催を行ってありましたものを来年度、1回開催を増やして、年4回の開催というふうな予定であります。総額については今確認いたします。お待ちください。報酬の合計は、21万6,000円でございます。

○委員（籠山恵美子）

この年4回というのは、審議会ですよね。今度新しく加わる第7条の6、先ほど説明がありましたけれど、場合によっては部会を開くと。分科会のようなものですよね。そこにまた外部の人も入れてやったりすると。それはまた別の回数ですか。

□総合政策課政策企画係長（土田治昭）

部会は年4回の会議とは別に開催を予定しておりますが、時期によっては、そのあとということもあるかもしれません。

○委員（籠山恵美子）

こうやって人数を増やしたり、内容を変えていくというのは、これまでやってきた審議会のありようについて、ある程度総括をされて、やはりここが足りないな、とかここはちょっとやり方まちがったなと思うんですけども、そのあたりの総括を教えてください。

△市長（都竹淳也）

この総合政策審議会、市の中のいろんな審議会の最上位の位置づけの中で、全分野の人が同時に集まるということの特徴にしてやっていこうじゃないかということをやってきたのですが、おおむね非常にうまくいっているというふうには総括しています。ただ今の話があったように、各町ごとの事情が違うことの反映がやや委員の中に弱いと。ともするとですね、これは偶然にもなるのですが、各委員の居住地が古川地区に極度に偏ったりとかですね、そういうことがあって地区の事情が反映されないというところが1つの反省点だろうということもありまして、今回、そこを増やしたいと。各町の区長会長を増やしたい。そうなると、決められていた定員を超えてくるということもありまして、そこをやろうじゃないかと。それからあと個別に掘り下げたいほうがいい分野というのは、時折あるんですね。例えば医療とか介護の分野とかはもっと別の委員を入れて、これは既存の審議会じゃないかたちでやったらどうかという、これも1つの反省点でありまして、今喫緊にすぐやるということではなくても、その体制は整えたほうが良いということで、今回部会を設けよう。したがって、両方とも反省なり総括に基づいた対応というようなことでございます。

○委員（高原邦子）

私はあまりこういった審議会等々を増やすのは反対なほうな人間なんです。今言われました旧4町村の意見が、古川ばかりでという思いもあるという、そこはわかるんですけど、それぞれの区長さんがですね、古川の区長会のあり方と神岡の区長会のあり方

とは違いますし、私何よりも本当に神岡の区長さんが、年何回神岡で全部の地域が集まって会議しているのかといえば、そんなにもないし。よく言われるのが、負担になって役はやりたくないという人が出てこられたときに、神岡の区長会の会長さんになるところいうのに出なければいけないとなると受け手がなくなるのではないかと。私はそれよりも、もっと市政に興味のある方々、手を挙げてもらって、自己推薦みたいなかたちでもいいですから、そういった方も入れるというほうが、肩書きがある人だけ集めてきてやるというのは、これはこんな失礼な言い方をして申し訳ないんですけど、行政の言いわけ材料に、「いや審議会でこういう意見が出ましたんで」というのに使われかねないのではないかと思うので、私はむしろ本当に市政のことをものすごく考えている人たちに手を挙げてもらって、「審議会委員になりませんか」というような感じで集めるほうがいいし、もちろん専門家とかママさんの代表とか医療介護の代表の方も来ていただいているのですけれど、区長さんとかそういったものに限定するということは、区長はみんな知っているんや、なんていうふうに思ってもらおうと負担になるし、ちがうというところも感じていただきたいのですけれど、そのメンバーの選び方をいま一度考えてはいただけないものなんでしょうか。

#### △市長（都竹淳也）

各団体の長が団体の代表の人に意見を言ってもらおうという想定にはなっていますけれども、ここまでのそれこそ総括なんですけど、そうではなくってある程度個人の見識でおっしゃっているというところがこの審議会の強みだろうというふうに思っています、したがってその神岡の区長会長が出てこられて神岡のことしか話さないのではなくて、医療のことも介護のことも産業のことも話されていくというのが、いまそういう流れになっています。これが魅力だろうというふうに思っていますので、いわば有識者のひとり、とくに地区の事情を普段から区長会の活動を通して見聞きなさっている方、そういうような位置づけだというように考えております。それから市民の中の委員を、公募のようなかたちというのも、実は当初想定していたわけでありまして、広聴の活動をずいぶん進めてきておりまして、それこそ市政ゼミナール・ふれあいトークとかさまざまな意見交換、お出かけ市長室とか、いろんなところを設けていますので、むしろこういったところに委員としてきていただいて、言っていただくよりもさまざまな意見を拾うのはむしろそっちのほうが適切ではないかということも思いましたので、広聴とこの審議会を組み合わせるというような考え方の中で、これについては、ご負担もかけるものですから、そうしたことで委員を選ばせていただいているとこういうことでございます。

#### ●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）



●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第12号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第13号 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について

●委員長（住田清美）

続きまして議案第13号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

議案第13号、飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について。こちら新旧対照表によってご説明をいたします。次のページとその次のページということになりますけれども、提案理由につきましては、事業の追加によりまして計画の変更を要するためということをございまして、変更した理由なんですけれども、国の過疎地域等自立活性化推進交付金というものがございまして、こちらの要望を行うために広葉樹のまちづくり推進事業というものをこの計画の中に明記をするということをございます。文章がかなり変わっているんですけれども、文章としても少し書きぶりをそれに合わせて変えておりまして、後ですね、2ページ目の（3）の計画のところ、広葉樹のまちづくり推進事業というのをここで明記をして事業内容を追加したところをございます。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第13号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (住田清美)

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

( 休憩 午後1時47分 再開 午後1時49分 )

◆再開

●委員長 (住田清美)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第14号 飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例  
について

●委員長 (住田清美)

議案第14号、飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (柚原誠)

議案第14号、飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例について要旨により説明いたします。要旨をごらんください。

私たちの社会は総じて健常者の生活を前提につくられています。そのような社会や仕組みの中で障がいのある人が地域で暮らしていくためには多くの方々の理解と支援が必要です。障がいという状態は誰もがなりうるものであり決して他人ごとではありません。障がいについて全ての市民が自らの問題として考えることが重要であり、障がいや障がいのある人に対する理解を私たち全員が深め、障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくりを進める必要があります。本条例は障がいのある人もない人もお互いの人権や尊厳を大切にし、お互いに尊重しあう共生社会の実現を目指す基本理念を定めています。市・市民・団体・事業者の責務を明らかにし施策の基本となる事項を定めるとともにこの条例の中で手話を言語として位置づけ、コミュニケーションに課題のある方の支援の充実を図ることを明記しています。令和2年度予算では、設置通訳者が勤務しているハートピア古川と各振興事務所間の遠隔手話通訳が行える体制を整備して利便性の向上を図る予定です。この条例の制定により市民が障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまち、飛騨市の実現に向け、より一層の取り組みを続けていくた

めの施策を展開してまいります。条例の施行日は公布の日です。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（葛谷寛徳）

この条例の趣旨というか市民にどうやって深く伝えていくという方法はどのようなことを考えているか。

□障がい福祉課長（藤井弘史）

この条例が可決したあとにはですね、広報ですとか、HP、同報無線、そういったさまざまなものを使って周知啓発を図っていきたいということを思っています。

○委員（籠山恵美子）

この内容はパートナーシップ制度の以前出されたそういう、一般質問でもちょっとありましたけど、その内容を含めているのですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

パートナーシップ制度とはとくに内容的には違うものという認識でおります。

○委員（籠山恵美子）

性差のちがいがいいというのは、障がいではないですね。障がいという認定はしていませんもんね。だから、それはそれでまた別なんですね。

□市民福祉部長（柚原誠）

はい。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第14号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第15号 飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第15号、飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第15号、飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について、要旨により説明いたします。神岡町殿地内に建設しました複合児童福祉施設内に飛騨市神岡ことばの教室を移転することによる所在地の変更になります。新しい施設の所在地は、神岡町殿1155番地の5になります。施行日は、開設許可日となる令和2年4月1日となります。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第15号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第16号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第16号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第16号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について、要旨により説明いたします。

消費税を引き上げるのに伴い、低所得者の介護保険料を軽減する措置をとる旨が平成26年の介護保険法の改正時に決定し、平成27年度から低所得層の中で一番低い第1段階の保険料が軽減されてきました。令和元年10月に消費税が10パーセントに引き上げられました。令和元年10月から第1段階から第3段階まで保険料の軽減が拡大し

て行なっております。令和元年度の保険料の軽減額は、10月から3月までの半年間の軽減分を年間12カ月で平準化して引き下げたという措置を行いました。完全実施の半額の軽減となっております。令和2年度は、12カ月分全額の完全実施の軽減となりますので、今回の改正はその保険料の軽減後の額を定めるものになります。

この条例はまだ関係政令が改正されていないため、政令が改正された時点で規則を定めて規則が定めた日で施行することにいたしたいと思っております。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この改正で対象になる方はどのくらいかわかりますか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

第1段階、第2段階、第3段階と3つの低所得段階があるんですが、第1段階で、およそ8パーセント、第2段階で、9パーセント、第3段階で、7パーセントということで、全体の被保険者数のうちの23パーセントほどが軽減の対象になってくるということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第16号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第17号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第17号、飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第17号、飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について、要旨に

より説明いたします。医療・福祉専門職員就職準備資金については飛騨市医療福祉専門職員就職準備資金貸与規則を平成24年度から運用してまいりましたが、今回条例化するものであります。

条例の第2条第2号に定める職種について正規職員として飛騨市内の事業所へ就職する方が増えるよう就職準備資金を貸し付け、一定の年数勤務を勤められましたら返還を免除するというものになります。条例の施行日は令和2年4月1日です。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

この第4条ですけれども、就職準備貸付金の貸与者数は毎年度市長が決定するというふうに、めずらしい条文だなと思いますけれども、これには何か理由があるんですよね。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

基金をもとに運用をしています。あまり想定ができないかもしれないのですが、大多数の方がぐっと申込をされた場合、基金の残高をみながらということもございますので、そういったときのために設けた規定ということでございます。ですので、実際的にはほぼ適用になることはないというふうにご理解いただいてよろしいかと思います。

○委員（高原邦子）

前までは規則でやっていたのだけれど、今回条例化するというのは、どういったことで。それではうまくいかない点があったということですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

この貸付金の返還免除ということになりますと、これ債権の放棄というかたちになりまして、地方自治法上で、議会の議決を個別にとらなければいけないということがございます。平成24年から運用していましたが、もともと市民病院の医療職の確保ということで始まったものを、市内の医療機関の人材不足に鑑みまして、市内医療機関にも拡充してやってきたものでございます。拡充をした中で、2年前にですね、申込のほうもございまして、それで実際返還ということがもうすぐ出てくるわけなんですけど、それは個別の議決をとりながらやるということよりも、何とか条例の中で包括的に認めいただきたいという思いで、今回条例化にさせていただきたいということで、提案しているものでございます。

○委員（高原邦子）

過去どれくらい利用者とか申込があったのですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

昨年度からやっているわけなんですけど、昨年度で13名、今年度2名と今からちょっと3名の申請が出る予定でございますので、あわせて18名というかたちになっています。

○委員（前川文博）

今聞いていてあれだったのですが、免除にすると債権放棄だから規則だと1回1回議決をとらなければいけない、条例であれば今いいというようなニュアンスだったのですが、これまでの人に貸している分は規則の中で貸していると。この条例ができると、こっちに自動的に移行するということになるんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

規則のほうを廃止しまして、条例のほうに移行するというので、規則のほうの、廃止規則をまたこれから出す、内部のほうで決裁を取っていくというかたちになります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第17号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第18号 飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第18号、飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第18号、飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について。要旨により説明いたします。要旨のほうをごらんください。

現在、飛騨市医療・福祉体制整備基金というものがあります。この基金を医師養成資金貸与条例、看護師等修学資金貸与条例、医療・福祉専門職就職準備金貸付金貸与条例に規定する貸与に活用できるよう規定を整備するものであります。

現在基金を使うというようにしておりました岐阜県医学生修学資金貸付については、飛騨市医療・福祉体制整備基金を活用するのではなくて、毎年度の予算措置により県に支弁をするように改めるということで改正をいたします。施行日は令和2年4月1日で

す。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第18号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第19号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第19号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第19号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、要旨により説明いたします。今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正によるものです。改正点は2点あります。1つ目は、中間所得層の各被保険者の負担に配慮した保険料の見直しが可能となるよう保険料の基礎賦課額にかかる賦課限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護給付金賦課額にかかる賦課限度額を16万円から17万円に引き上げるものです。この改正を平成31年度に当てはめると、4世帯の方が新たに軽減の対象となります。そして所得1,000万円を超える18世帯では、保険料の負担が増額するということとなります。2つ目は低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するため、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に。そして2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるものです。この改正を平成31年度に当てはめると、16世帯が新たに軽減の対象となります。このそれぞれの改正につきましては、軽減世帯が増えるという改正になりますので、よろしく願いいたします。条例の施行日は令和2年4月1日です。説明は以上です。



●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

もう一度説明をお願いします。賦課限度額61万円から63万円に引き上げられて、引き上げられる対象者というのは、年収いくらぐらいの方で、何名でしたか。

□市民福祉部長（柚原誠）

年収は明確にはお答えできませんが、61万円から63万円に引き上げることによって、4世帯の方が軽減の対象になります。新たに保険料が安くなる対象となる。1,000万円を超える所得のほうで、18世帯の方がちょっと負担が重たくなるということになります。

○委員（籠山恵美子）

悩ましいと思うのですけれども、先ほどの介護のほうでは新たな軽減の施策をつくってくださっているし、2号被保険者の方が介護制度の付近でね、少しでも協力するという国保の方がですね、なるわけですから、国保の方はとられるところが大きくてたいへんだと思うので、こういう情勢・状況、こういう感染被害がいつ収束するかわからないようなところ、これ令和2年4月1日からの施行になっていますよね。そうすると、今聞いて、そんなに1,000万円以上の方がということなら、うーむと思うのですけれども、この時期に引き上げることが、ほかのところでは一生懸命軽減のことをやってくさっていてもここで、引き上げてしまうということが、整合性がないという気がするのですけれども。

例えば国保ですと、いろいろデータをみましたら、2割・5割・7割軽減の方、この方って加入世帯の58パーセントぐらいみえるんですよ。それは考え方によっては、それだけきちんと拾って手当してくださっているということなのかな、飛騨市はねとは思いますが、それだけ大変な低所得・低収入、年金の方が多いわけですから、その国保にこの時期に上げなくてもいいのではないかなと思うんですね。施行日は、公布の日とは変えられないのですか。公布しなければ従前のままですよ。

□市民福祉部長（柚原誠）

国の政令に準じての改正ということですし、あと今のコロナウイルス関連で、著しく収入が減じたような場合は、条例の中で保険料の軽減ができるという規定もありますので、そういう状況が生じた場合には、条例で軽減対象にしていくということで考えております。

○委員（籠山恵美子）

そうしていただきたいし、減免制度というのは、仮に1,000万円の方でももしかしたらこの1年ぐらいで、がたっと商売が成り立たなくなるといときに、減免制度ってありますよね、条件が。収入が大幅に減少したときというのも、その対象になりますよね。減免制度。減免制度はちゃんとやってくれる用意はありますか。

## □市民福祉部長（柚原誠）

定めたとおり対応していく予定です。今まで災害があったときとかにもちゃんと軽減は行っておりますので、コロナウイルスも災害という捉え方で市は動いていますので、そのような対応をとってまいります。

## ○委員（籠山恵美子）

そのときの対象者に伝える周知の仕方ですけれど、そういう情報を知った方が申請して、手当がされると。知らなければそのままというのでは制度としては不十分ですけれど、そういうのはどうやってひろっていくんですか。

## □市民福祉部長（柚原誠）

例えば、融資とかいろんなことで相談にいらっしゃることがあると思いますが、そういう情報を共有していくようなかたちになろうかと思えます。そこでこういう制度がありますよというようなご案内をさせていただく。

## △市長（都竹淳也）

実は、今朝の対策本部の中で 税の徴収猶予の話もしておりまして、それをどういうふうにまとめようかという話をまさしくして、今日議論してもらって、また週明けにまとめていこうと思っているのですが、ほかの支援策もそうなんですが、周知の方法が本当にむずかしくてですね、今うっている支援策について、この前の生活福祉資金の拡充もそうなんですが、来週折り込みと全戸配布を同時にやろうということで、今印刷物の準備を週末の間にやるように今準備を進めております。それで、全部完全に行き渡りますかということではないのですが、通常の手段で広報ひだに載せます、みたいなかたちではとても行きつかないので、これはちょっといろんな取り組みをしてみたいと思うんですね。また、その中で他のやり方があるかもしれませんので、どんどん追加しながらいきたいと思っています。その中で今ご議論あったような話もですね、含めていければいいというふうに思っています。発動のタイミング、条件をどう決めるか、いつやるかということもありますので、それは1回限りということではなくて、複数回でも対応しながら、極力生活者のレベルまできちんと伝わるような工夫をやりたいというふうに思っていますので、お願いしたいと思えます。

## ○委員（籠山恵美子）

昨日の話で、ちょっと余談になってしまいますけれど、高山市議会では、市に対して決議を上げる準備をしているんですって。手当が遅いってわけですよ。市の対応が。市はあらゆることをスピードを上げてやれ、というような市議会で決議をあげているということでしたから、そういう準備をしているということでしたから、それに比べるとですね、飛騨市はですね、刻々といろいろやってくさっているんで、ありがたいんですけど、この国保のほうも、よろしくお願ひします。って意見はいつちやだめなんですよ。いかがでしょうか。

## □市民福祉部長（柚原誠）

先ほど説明させていただいたとおり、軽減については対象の方がいらっしゃいましたらちゃんとおこなってまいります。ただ今回の改正は、施行令に基づいてのもので、予定どおり進めさせていただければありがたいと思います。

## ○委員（高原邦子）

今、市長がですね、聞こうかなと思ったことを言ってくださったんですけど、やはりライフラインの水道も電気も支払いを猶予とか、電力会社にいたりとかいう中で、社会保障費の徴収もちょっと猶予を持たせたりとかいう案、出ていますよね。飛騨市の場合は、国保の徴収とか、そういったことに関しては、どのように思ってみえますか。

## □市民福祉部長（柚原誠）

今朝の会議で、市長のほうからも国保料についても確認をしておくようにと指示をいただいておりますので、徴収猶予とか含めて対応できるかを確認していく予定であります。

## ○委員（高原邦子）

今回、絶対に見てもらいたいわけですよ。今、折り込みとか言われて。あと全戸配布。読まない人、結構多いので、これ各町内会長とか、そういったところに今私たちの地元もみんな総会は書面でして、集まらなくなってしまって、みんなやらないんです。区の総会もみんな。そんな中でぜひ町内会長さん宛てにですね、「見るように見るように」ということは、配るときにちょっと宣伝してもらおうとか、「いろんな見ておかないとだめですよ」というようなことを力入れてもらいたいと思うんですけど、努力して知ろうとしないのが悪いのではなくて、やはりいつもと同じ感覚で、見なかったりとか、せっかく新聞折り込みに入れても、普通のバーゲンとかああいったものかと思って、見ない人もいたりもしますので、なんとか全戸配布をみんながみるようにちょっと考えていただきたいと思うんですけど、アイデアありますか、市長。

## △市長（都竹淳也）

月曜日ですね、ビデオメッセージを出させてもらいまして、ケーブルテレビと同報無線でも流したんですね。私ですね、率直な感想として、こんなに多くの人に反響をいただけたらと思っていなかったんです。とくに高齢者の方がこんなに同報無線を聞いておられるということを実は今回改めて認識しました。その意味ではですね、ちょっとこのあとのタイミングになるかわかりませんが、ちょっと長すぎたものですから、もうちょっと短くなんですが、同報無線なりで、こういう制度がありますからご相談してください、あるいは折り込みが入ります。そういったことを呼びかけるというだけでもちがうのではないかと考えていて、こういうときの経験の積み重ねってこのあと必ず災害のときとかに役に立つと思っているので、ひとつのモデルケースとしても今回いろいろトライアルをしてみたいと思っていますので、工夫はどんどん重ねていきたいということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第19号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第20号 飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第20号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第20号、飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について、要旨により説明をいたします。成年被後見人などの権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う改正になります。

先の12月議会において、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化に係る条例改正を行って欠格条項の削除などを行いました。今回出させていただきました飛騨市印鑑条例の部分につきましては、当時疑義がありまして、上程を見送っておりました。飛騨市におきましても、今回、国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に準じて、条文の用語等の整理を行うこととし、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう印鑑登録資格に係る規定を改正するものになります。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に係る質疑応答の追加事項についてという令和元年12月12日付の総務省自治行政局住民制度課長通知がありました。この中には、成年被後見人から印鑑の登録の申請、登録の廃止の申請を受けた場合において法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、これらの申請を受け付けることとして差し支えないという内容の記載があります。飛騨市においても法定代理人の動向について確認し、この事務を行っていきたいというふうに考えております。施行日は公布の日ということで予定しています。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

法定代理人というのは、弁護士などはそうでしょうけれども、あとは例えば、公証役場に行って、実際に手続きをして、その代理人に認められた一般の人のこともいうんですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

この場合は、後見人のことを指します。家庭裁判所が認めたということになります。

○委員（高原邦子）

こういったことを事務処理を受付とか窓口でやったことはどのくらいあるのかとか、そういうことはわかりますか。

□市民福祉部長（柚原誠）

飛騨市に今20人くらい成年被後見人の方がいらっしゃいますので、それらの方について印鑑証明を出したということは今まで、できないのでなかったのですが、実際後見人がついていらっしゃる方は、20人いらっしゃるということです。

○委員（籠山恵美子）

基本的なことですけれど、この印鑑登録ができるということで、どんなふうに変わりますか。

□市民福祉部長（柚原誠）

現在は被後見人の方は、印鑑登録ができなかったので、後見人の方が、後見人の印鑑登録で、いろんな契約をしていらっしゃいました。これからは後見人の方が立ち会ってみえれば、被後見人の方の印鑑登録証で、印鑑登録証明書をとったりして、いろんな契約とかができると、ちょっとそのへんが変わってくると思います。後見人さんが知らずに被後見人さんがいろんな契約をした場合は、後見人さんは取り消しができるという、今でもです。そういう権限を持っていらっしゃるの、被後見人さんが不利益を被るということは、あまり影響はないのかなというふうに思っています。

○委員（高原邦子）

よく弁護士が判こを使えるので、土地とか財産を勝手に処分をしたりということがあったのだけれど、今回は本人さんは、本人の印鑑登録をとれるわけですから、それがないと売買とか所有権移転はできなくなって、守られるというふうに解釈していいのですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

印鑑証明をとるときとかに法定代理人の方がしっかりついていらっしゃるということも確認して事務を行っていくということになりますので。今回の改正は、成年被後見人なので、印鑑登録はできないという欠格条項自体を国は改めたい、そういうことなんです。運用的にはあまり変わらないのですが、その欠格条項自体をほかの法律とあわせて

表現を変えたいというのが趣旨のようです。

○委員（籠山恵美子）

この方の権利も認めて向上させるということですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

はい、そうです。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第20号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第21号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第21号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

議案第21号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、要旨により説明いたします。

福祉医療の助成対象者の追加をするという改正になります。今まで中学生までを福祉医療の助成対象としておりましたが、今回高校生世代までを対象とするということで、対象を拡大する改正になります。運用としましては、受給者証の発行はせず、支給申請により調整を行う償還払いでの運用を予定しております。施行日につきましては、令和2年4月1日で、4月1日以後の療養にかかる医療費を対象とするというものです。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今まで15歳は義務教育だったので、皆さん無料はわかるのですが、今度は18歳ということは、18歳以下でも就労してみえる方がいると思うんですが、そういった方の対応はどうなっていますか。

□市民保健課長（三井大輔）

今回の改正におきましては、年齢で制限をさせていただくということで、18歳以下の方ということで、そういった方も対象となるいうふうに考えています。

○委員（高原邦子）

今回どういった思いで義務教育から18歳までというか、どのくらい、これで負担が増えるのかということを経算したのを教えていただきたい。

□市民保健課長（三井大輔）

子育て世帯の経済的支援ということをおきまして、この制度をつくらせていただいたところでございます。平成31年4月1日現在でございますけれども、対象者が708人でございます。医療費の推計をさせていただきましたが、だいたい1万3,000円ぐらい、一人当たりという推計をさせていただきますと、約1,000万ぐらいの給付見込みということでございますけれども、償還払いということでございますので、約半分の負担ということで、予算を計上させていただいております。医療費につきましては、実際ちょっと年度によってかなり変動もございまして、推計が難しいということもございまして、今年度1年間やらさせていただきますと、来年度やらさせていただきますと、また検討させていただければと思っております。

○委員（高原邦子）

今、検討をさせていただくということなんですが、やめるという方法も1年後はあるということですか。それともこういったものは、ずっと続けちゃうわけですよね。今、上ヶ吹委員もおっしゃられたように、これは申請だから、いままでの15歳までのとはまた違うのかもしれませんが、ちょっと子育て支援の助けになるかといえば、ちょっと違うのではないかという気がするのですけれど、もしもいろんなことを想定してやめるのかやめないのか、ずっと続けていくのか。お試しにやってみるのか。そのへん、どういう覚悟で向かわれているのですか。

△市長（都竹淳也）

子育て支援というと何となく、ぼやっとしてしまうのですが、一般質問の議論の中で申し上げましたが、本来はですね、一番支援しなければいけないのは、中学生より上だというふうには私は思っています。保育園のころの保護者の負担と、高校大学行く負担を考えると、圧倒的に高校大学のほうが保護者の負担が大きいんですね。お子さんが生まれたときから心配だとおっしゃるのも実際は大学に行くころ、高校から大学に行くころを心配だということをやはりおっしゃる。そうすると、そこに対する支援というのをもっと拡充していかなければいけないのではないかという思いがあって、そこについ

て、いままで少しずつ、これも一般質問で申し上げましたが、拡充してくる中で、この医療費もその一環に含められるのではないかと。これは所得層というよりもですね、この層はおよそみんながお金がかかっている世代ですので、ここに対する支援というのは、おしなべてやっても意味があるのではないかと、このような思いの中で今回、追加をしようというふうに考えたところでございます。

○委員（籠山恵美子）

世界的には、国連の認識でも、子どもは18歳ということですからね、義務教育までが子どもじゃないんですよ。18歳までが子どもという定義ですから、私はこれでよかったなと思います。だけど先ほど、市長、おっしゃったように結局高校から大学に行ったら何百万円という借金を背負ってしまうんですね、奨学金1つじゃ足らなくて。2つ、3つ。それにここには大学がありませんから、よそへ行って、生活費もあるということでしょうと少しでも助けになるということで、これは大事なことだなど。高校生になると、そんなにしょっちゅう風邪をひくものでもないし、ただ、けがをして、部活で骨を折ったなんていうと、ちょっと金額が大きいのですけれど、そういう状態からみても、そんなにたくさん医療費がかかるのではないかなと。でも病気になったときに安心していけるということでは、やはり18歳まで拡充してくださるのは、市民の方々は喜ぶと思います。それと、一方で、全国市長会でもずっと言っているそうですけれど、とにかく国は、妊婦のときから切れ目のない子育て支援ということをやっているのに、その国の子どもの医療費制度ってないんですよ。みんな地方まかせですよ。しかもペナルティをとるじゃないですか。今度心配なのは、18歳まで引き上げたらペナルティの金額が大きくなってしまふのかなとか心配なんですけれど。1千何百万円かとられていませんか。ペナルティ、かけられていますよね。これも地方議会でも行政のほうでもどんどんどんどんやっぱりペナルティかけるのやめろ、ってね、そういう運動も必要だと思いますし、それにめげずに拡充してくださるのは、とても市民の方は私は喜ぶのではないかなと思うのですけれども、やめないですよ。

△市長（都竹淳也）

今回条例として提案しますから、予算措置であれば翌年予算を上程しないということの場合はよってはあるかもしれませんが、条例改正をするということは、当然、ここをやめるとなれば議決がいるということになるわけでありまして、そういった気持ちの中でむかっていくということですね。先ほど課長、少し言いましたけれども、今回、償還払いということをやってみようと思っているわけです。現物給付、行くと何か知らないけれど、お金払わずにきたということが、楽ではあるのですが、他方でこれ非常に全国的に私もかつて小児医療にかかわったときに、小児科の医療崩壊といいますか、これの非常に大きな要因であるという分析が実際されています。そういうことから考えたときに、結果としては、医療費負担するのですが、一度きちんと払っていただいた上で償還をするというかたちのほうが、自分の医療費というものが、税金によって賄われてい



るといふ、高校生ですから、選挙権をもつ人たちも入ってきますし、に近い世代にもな  
ってきますし、そういった思いの中で今回、やってみるということも、一種の教育的な  
意味も含めてですね、意味があるのではないかとということで、向かっていきたいとい  
うことで、それもひとつ工夫の中に加えていますけれども、いずれにいたしましても、条  
例でございますので、それは1つの決意でもって向かっていっているということでご理  
解いただきたいと思ひます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第21号は、原案  
のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告する  
ことに決定いたしました。

◆議案第57号 飛騨市犯罪被害者等支援条例について

●委員長（住田清美）

続きましてちょっと議案がとびまして、議案第57号にまいります。一番後ろになる  
と思うんですが、飛騨市犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。説明を求  
めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

説明の前に資料を配らせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（資料配付）

△市長（都竹淳也）

柚原部長の説明の前に少し私から申し上げたいことがあるので、よろしいでしょうか。

●委員長（住田清美）

はい、どうぞ。

△市長（都竹淳也）

今回ですね、これ議案番号が飛んでおりますけれども、追加をするかたちで上程をさ  
せていただいたんですが、条例でございます。犯罪被害者支援条例につきましては、平

平成30年の夏の議会のときに澤議員からのご質問があって、私の方針として申し上げてきたことがございます。

実は、この犯罪被害者等支援条例というのはですね、平成30年の春、岐阜県市長会場で警察本部長から全市長に要請がございまして、各市で犯罪被害者等支援条例をつくってほしいという要請がございました。これは町村会のほうにもあわせてございまして、県内42市町村全てに対して警察本部から要請があったということでございました。その際に私はですね、実は、すぐにこれに応じずにここまでできておりました。それは、飛騨市の場合、犯罪の件数が刑法犯認知件数が県内で圧倒的に少ないという事情もあるんですけども、犯罪被害者の支援ということを考えた場合に、急に愛する家族なり親族を亡くされた方に対するさまざまなサポートということになるわけですが、これは犯罪だけではなくて、例えば急な事故もそうです。急な病気もそうです。もっと同じように心を非常に痛める状況になることは日常我々常にあるわけでありますので、そうしたところのサポートをもっと広く捉えて、取り組んで、そこの知見を積み重ねて、そしてへ幅広い愛する家族を亡くしたあるいは親族等々亡くした方の支援というものを確立したうえで、犯罪被害者の支援を含めたかたちの条例にすべきであるということで今まで向かってきたわけでございます。

ただ実は、飛騨市をのぞく41市町村は全部、これに応じましてですね、飛騨市が最後なんです。それで警察本部から何とか今年度中に犯罪被害者等支援条例をつくることを検討していただけないかという大変強い要請がございました。

県全体でこの犯罪被害者支援に対するいろんなお金をですね、どうしようかというのは議論も実は始まっている中で、飛騨市だけが条例がないという状態は決してよくないではないかというようなことも一方状況として変化もありましたので、今回この犯罪被害者等支援、ここの部分だけ今まで私が申し上げた方針とは少し違うんですけども、先行させてここだけを条例化をさせていただき、引き続き今取り組んでおります終活支援、ここの取り組みを進める中で、また全体としての条例のあり方というのを検討していくという方針にいたりました。したがって、今回そうした経過をもってこの条例を提案させていただくということで、ちょっとご説明をさせていただきます。

条例内容につきましては、市民福祉部長のほうから説明してもらいます。

#### □市民福祉部長（柚原誠）

議案第57号、飛騨市犯罪被害者等支援条例について要旨により説明いたします。平成16年に犯罪被害者等基本法が制定されました。この法律の中で、地方公共団体は犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有しているとされています。飛騨市は犯罪の発生が非常に少ないまちですが、将来絶対に犯罪が発生しないということはなく、犯罪被害者の方が転居されてくることも想定されます。この条例は制定することで、犯罪被害者の支援を総合的に実施することを明示し、飛騨警察署と市民の協力を得ながら支援施策を推進してまいります。具体的には、総合相談支援窓口を地域包括ケア課内に

置き、終活支援センターなどと連携しながら県警・公益法人の専門相談機関との連携を図り、寄り添い型の手続きや各種制度へのつなぎ支援を行ってまいります。条例の施行日は、令和2年4月1日です。

今ほどお配りしました対応例というのが事例1・2・3というふうに書いてありますが、その事例の3のほうをごらんいただければと思います。極端な事例でございますが、夫が殺害された事件というようなことで、このような対応が想定されるということで例示をさせていただきました。

ご遺族が警察署や検察庁での事情聴取が頻繁に行われる中、役所での手続きなども行わなければならない、忙殺される毎日を過ごさなければならないということです。

子どもさんを保育園に預けたりというようなことで、早く普通の生活に戻りたいというようなことを願われるような状況が想定されます。考えられる困りごととしましては、母子家庭になられる。就労についても不安がある。保育園に子どもを預けたり、子育てについても支援が必要である。経済的にも不安定になる。あといろんな手続きを役場でもしなければいけないというようなことと刑事的な手続きも入ってまいります。

そして、市の対応としては終活支援センターによる寄り添い型の手続きを行うということとか、あと保育園に情報を共有して連携を図る。また小学校とか教育委員会と連携をして支援の内容を確認する。就労については、市民福祉部の就労支援のほうで、伴走型の支援を行う。経済的に支援については母子家庭のいろんな制度がありますので、そちらのほうの手続きを行っていく。あと警察署や検察庁で、いろんな救済制度がありますので、そちらのほうの手続きのほうの支援を行うというようなことが想定されます。このような支援を行っていくためにこの条例を制定して、非常に困っていらっしゃる犯罪被害者の方をまず救済していくということで向かっていきたいというふうに思っております。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

第6条に、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」となっております。

もはや規則は定まっていますか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

規則につきましては、まだ制定のかたちにはなっていないんですけど、先ほど部長のほうからありましたが犯罪被害者の見舞金ですね、これは県内で統一したかたちでやれないかというのが、今いろいろ話が上がっておりまして、羽島市が中心になって声をかけておられまして、一つの基金をつくって負担金を出していくという話も出ております。ただ、今こういうかたちで全市町村が条例制定に臨んだということの中で、各市町村で支援金を出すようなことに取り組んでほしいということも今から議論が始まってくるわけなんですけれども、そういったかたちで私たちとしては見舞金を出すというかたち、

これは当然予算がありますので議会に提案していきながらなんですが、見舞金を出すときに手続きに関してのことを規則で定めてきたいと思っております、今現在の段階では規則制定まで及んでいないというかたちでございます。

○委員（高原邦子）

これって、本当にこういった条例ができてありがたいと思うんですが、私ちょっと心配しているところがあるんですね。刑事訴訟法もかかわってきますけれども、やはり犯罪によって被害を受けた人、給付法ってありますよね。そういったことも本当に柚原部長がそういった法律的なところもちゃんといけるように支援しますというのでもいいんですけど、例えば問題とされているのが、補償というか支給された場合ですね、生活保護等いろんなものを受けている方、ストップになりませんか。それを受けたら。そのへんのこと調べておられませんか。そのへんがいろんな意味で日本全国考えないといけないんじゃないかと言われてるところなんですけど、そのへんの精査はされていますか。もしもこのことで受け取った場合、犯罪被害者の支給法で受け取った場合、その方が生活保護を受けていたとしましょう。そしたら、あなたもらったんだからストップですよって、ストップになるケースですよ。今のままだったら。そういうことに対して飛騨市はどう向かっていくのかとか、そういったことなんかも部内で相談されたりしていないんですか。

□市民福祉部長（柚原誠）

おっしゃるとおり給付金とかを生活保護の方が受け取られましたら、その金額によって保護が停止になるということはありません。それを含めて、いろいろ考えたいんですが、生活保護のルールというのは各市町村で簡単に変えられるものではありませんので、やはり生活保護のルールというのは一番守らないといけない部分かなと思います。

○委員（高原邦子）

私、そこが本当にどれだけの額をもらうかによりけりもあるんですけど、そこを全国でも何とかという声が上がっているポイントなんです。関連法がですね、これは本当だったら検察官がその人に補償せよとか言えばいいんですけど、今の刑事訴訟法では、そっちは民訴みたいな、お金に関することはできなく、犯罪の構成要件を満たしたそれだけをやっているのがあって、そのために刑事訴訟手続付随措置法というのをつくって、そして別口にできるようになって、そして今言った支給法等々もなるようになってきたんですよ。そこで、いろんな意味でせつかく支給されてもカットされてしまって、その後どうするのっていうそういったところまでも全体的に見ながら飛騨市の考え方というのを国とか今言われたように飛騨市だけではしょうがないというところありますけど、そういった思いというもの、本当に困っている人とかいろんな人を助けていくという本旨に基づくならば、私はしっかりとそのへん検討して向かっていくべきじゃないかと思うんですけど、規則とかつুক্তたりいろいろされるときに、また一度ですね、この問題点も勉強していただきたいと思うんですが、どうですか。

## □市民福祉部長（柚原誠）

ご指摘の部分もしっかりと勉強していきたいと思います。

## ○委員（籠山恵美子）

これ一例ですよ。犯罪ということになりますと、やっぱりいろいろあると思いで、それに対応していくには、窓口と対応するスタッフというんですかね、職員。高度な知見やら知識が必要だなと思うんですよ。最近では官僚でも息子を殺害してしまったという事件もありますし、心配なのは親子間の虐待ですよ。それから夫婦間のDV、親子間の性被害、そういうのはきちんとリサーチしていくのってとっても大事ですし、みんな口をつぐんで我慢しているという状態は段々被害が大きくなりますよね。精神的にも。そういうことで言いますと、これはとっても大事な条例だなと思いますが、じゃあこれからどういう窓口でどういうスタッフがそこについて、飛騨市の中の、見えているならいいですけど、隠れているそういうね、きちんとそこに光を当てて手当をするだけの準備ができるかとなると、これは大変だなと思うんですけども、これ4月1日から施行ですよ。ですから、それに向けての決意のほどを聞きたいと思います。

## □市民福祉部長（柚原誠）

DVとか虐待につきましては、通常の業務の中で把握する、対応するという事は行っております。こちらのほうの条例は、犯罪、そういうことになった被害者の方の救済ということですので、ちょっとレベル、考え方が違うのかなと思います。ただ、今私どもの業務としては、この犯罪被害者支援というのは新しい業務なので、県が今からいろんな研修を行っていくということも伺っていますので、研修会に参加する中で対応方法なども考えていきたいというふうに思います。支援の必要な方にアンテナを張るということについては、全方位的に行っていくというのがうちの部のモットーですので、それについては充実させていきたいと思っております。

## ○委員（籠山恵美子）

そうしますと、一応警察が入って、犯罪と認定されたケースのフォローなんですか。

## △市長（都竹淳也）

実は、そういうふうにしても誤解が出るので、犯罪被害者支援条例というかたちで先行させたくなかったということなんですよ。いろんな原因があるわけですね。犯罪と認定されないまでも、急に通常の生活が断ち切られるということがあられるわけですね。それを全部支援をしていきたいというのが飛騨市の思いである。まず亡くなった後のフォローというところから入って行って、知見を積み重ねながら、スキルも上げていながらということを考えていたということなんです。それをスタートさせたのが終活支援センターという社協のほうに委託してですね、おおよそ亡くなった後の暮らし、ケアというのを親族・家族がやっていく。そこからスタートさせていったということなんです。今回、冒頭に申し上げたような事情で犯罪被害者支援条例を先行させることになったものですから、これは一体何だという議論になるんですが、私どもの本当の思い、そ

して今取り組んでいることはおよそ困りごと全体にどう対応していくかということですから、そのための新しい組織っていうよりも、今の終活支援からそこに対するいろんなバリエーションが出てきます。そこを発展させていく中でカバーをしていきたいという思いなので、条例は条例としてつくりましますけども、これまでの歩みを急に変更することはなくて、やっぱりスキルも要りますし、勉強もしてもらわないといけないです。それを積み重ねていく中で全方位でできるようにしていきたいという思いなので、一朝一夕にポンと4月1日から施行だから全部整えるということは無理だと思うんですが、ただ、これはそういった人材育成もありますから、今までの歩みを止めないように進んでいきたいと。ただ、全県的な足並みを揃えるということもありましたので先行させますけど、足並みとしては今までの考えと変わっていないとご理解いただければと思います。

○委員（高原邦子）

私この文言の「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」って書いてありまして、これは飛騨市犯罪被害者等ってなっていて、警察とかそういった司法とかそういった捜査関係とか、そういったところにかかわらなくてもこの条例は広範囲を補ってくれるんだなと思って私は理解したんですね。それで、一番大事なのは、ドメスティックバイオレンスのことはちょっとということだったんですけど、昨日、栗原心愛ちゃんのお父さんの判決が言い渡されましたね。懲役16年というか。それで、私は以前言ったことがあるんですが、人間で一番いけないことは、見て見ぬふりをする、知らんぷりすること、困っている人を見て知らない顔することが一番罪だということで、あれも兇相とかいろんなのが関わっていて、そして結局は親の元へ返してしまって命を亡くしてしまったと。そういうこともあるので、こういった条例をやって支援していこうと思うんだったら、それなりのしっかりした、やっぱり心構えがないと精神的に落ち込んでしまっているうえに、なおかつ一言でも違ったことを言えば被害者なのにとということもあって、本当センシティブな本当に大変な仕事だなと私は思っているんですけど、でもとてもこれ大事なことで、やっていってもらいたいと思うので、何とぞですね、4月1日までに、はい、なんてことは無理かもしれませんが、せっかく施行日がそれならば、それに向かって、何とぞいろんな問題点、皆さん部署で話し合っ、しっかりとみんな認識を1つにして、誰に聞かれてもパッと答えられるようなふうにして、初めて私、市役所の職員だと思うので、都竹課長、どうですか。やっていただけますか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

実は、こういった終活支援センターを10月に立ち上げたり、生活困窮者支援法のもとで相談支援の改正も、支援員が随分スキルを上げてきています。当然、完璧というわけではないんですが、本当に数年前と見たら格段に対応スキルが上がっているのは間違いございません。そういった中で、今こういった犯罪被害者支援条例を出す。この条例が出るからちゃんとしたものがいきなりスタートするのではなくて、これは向かってい

くよという市の明示するための条例でもあるものですから、この条例を出すことによって、そっちに市としてもしっかり向かっていくよと。そのためにこの事例にもありますように各係、各課が一人の支援をしようと思うと、ハートピア古川には全部の部署が詰まっていますが、日々のケースでもそうですけど、全てかかわってくるわけですね。何課、何課ということはなく、日々各課を越えて職員も対応しているという状況でございます。ですので、そういったところの経験を積み重ねていく。これからやっていくということでまずはご理解をいただきながら、当然そういう中で職員のほうも新しい研修とかですね、こういう条例をつくって犯罪被害者の支援ということで、今高原議員おっしゃいましたように本当にセンシティブな相談支援になっていくわけですね。そのスキルが非常にいるんだということで、これ国をあげて推奨しておりますので、そういったものが出ております。そのためにそういった研修も用意されておりますので、積極的にそちらのほうにも参加させていただきながら対応のスキルを日々上げていくということでやっていこうと思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第57号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時01分 再開 午後3時10分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第22号 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第22号、飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第22号、飛騨市手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。提案理由及び改正の内容は要旨で説明させていただきます。3枚目をごらんください。

1、飛騨市畜産診療設置条例の制定に伴う改正。飛騨市畜産診療所設置条例の制定に伴い、家畜人工受精手数料、受精卵移植手数料、受精卵採卵手数料の記述を削ります。

2、圧縮水素自動車燃料装置を容器に係る容器検査料等の手数料の額を定めるための改正。圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準が制定され、容器検査などを行う法が確立されました。これにより容器検査等の実施が可能となり、高圧ガス保安法関係手数料及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額または手数料の額の標準が重ね定められたことから市の手数料の額を定めるものです。施行日は、令和2年4月1日といたします。よろしく願いいたします。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

削る家畜のほうは1件につきいくらかというのがあるんですけど、今の新しくできるほう、圧縮水素自動車の容器検査の手数料という額は、どこかに表示をされているんでしょうか。

□消防長（中畑和也）

料金の変更はありません。

○委員（前川文博）

変更がないというか、これ要旨の一番最後に「市の手数料の額を定めるもの」と書いてあるんですが、その額っていうのは別表関係とあるので、そちらにあるということなんでしょうか。

□消防長（中畑和也）

別表、載っておりますところに載っております。右側に書いてある（ア）とか（ウ）のところに条文として追加をされるだけになります。



●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第22号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第23号 飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第23号、飛騨市消防団員の定員、任免、給料、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（中畑和也）

議案第23号、飛騨市消防団員の定員、任免、給料、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由は要旨で説明させていただきます。4枚目をごらんください。消防団員の定員の適正化及び処遇改善のための改正です。改正内容は、1、条例定員の改正。条例定員は飛騨市合併時の旧町村の条例定員を合算したものでしたが、現状の実数と合わないことが何年も続いているため、実数に近づけるものです。2、年報酬の改正。消防団処遇改善として、これまで分団ごと一括支給していた年報酬を個人支給にするにあたり年4期区分の廃止及び活動実績のない団員には支給しないこと明確化するものです。3、費用弁償の改正。これまで分団ごと一括支給していた費用弁償を単価を引き上げ、個人支給するとともに対象を明確にするものです。施行日は令和2年4月1日といたします。よろしく願いいたします。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

個人支給はとってもいいと思います。これまで何年も、結局その団にごぼっといくでしょ。すると酒飲んで終わりみたいなかたちで、飲めない団員は嫌でしょうがないとかね、お家の方が心配されているいろいろ相談もあったりしましたから個人支給をとってもいいと思うんですけど、これ、なぜ今まで改正できなかったんですかね。

□消防長（中畑和也）

これ国からずっと指導されて、県からも要求されていたんですが、一応飛騨市の幹部会のほうにはずっとあげておりました。その中で、やはり分団を運営していく中に、全部が全部飲み会というわけではないんですが、分団自体を運営していく資金がそこから使っていたわけで、それを運営するのに来年度からは多分個人徴収をされると思うんですが、その運営が危惧されていまして、なかなか踏み切れなかったというところがありますが、そろそろということで来年度はできるようになりました。

○委員（前川文博）

要旨の（２）の年報酬の改正の中にあるんですけども、「活動実績のない団員へは支給しないことを明確化」ということがありますが、現在、この活動実績がない団員というのはどれくらいいましたか。

□消防本部総務課長（堀田丈二郎）

平成30年度で、31名の1年間活動実績のない団員がみえました。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。議案第23号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

( 休憩 午後 3 時 1 8 分 再開 午後 3 時 2 0 分 )

◆再開

●委員長 (住田清美)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第 2 4 号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

議案第 2 4 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長 (谷尻孝之)

それでは議案第 2 4 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。新旧対照表のほうをごらん願いたいと思います。

まず上村地区コミュニティ施設のアリーナ部分の改正につきましては、従来までは集会施設としての料金体系として設定しておりましたが、同施設のうちアリーナにつきましては、使用の実態がスポーツ施設と同様の使い方となっていることから、他の体育施設と同様の料金体系に変更するものでございます。

なお料金の設定につきましては、桜ヶ丘体育館のアリーナを参考に設定しております。次に、スポーツ施設のうち、西忍広場及び杉原広場の削除につきましては、議案第 2 5 号でもご説明しますが、いずれの施設も現状は隣接する施設の駐車場敷地となっており、スポーツ施設としての機能を有していないことから本条例から削除するものといたします。以上で説明を終わります。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。議案第 2 4 号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告する

ことに決定いたしました。

◆議案第25号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続いて、議案第25号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは議案第25号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

こちらのほうも新旧対照表のほうでよろしくお願ひいたします。

まず状態につきましては、宮川町にあります飛騨市西忍広場及び杉原広場につきましては、現状隣接しております各施設の駐車場敷地となっていることから今回両施設について条例からのぞかせていただくものでございます。いずれも合併以前から現状と変更がないことから合併時における確認不足が要因かと思われております。

次に最下段となりますが、神岡町の坂巻公園テニス場につきましては、以前から老朽化が著しく利用者も少なかったため都市整備課が都市公園で一部として芝生広場及び休憩施設として整備したことから、今回スポーツ施設条例から廃止させていただくものでございます。なお、その後につきましては都市公園として管理していただきます。また、坂巻野球場の地番の変更につきましては、今回の条例改正を進めていく中で、同野球場の地番について錯誤を発見したため訂正させていただくものでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第25号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 3 時 2 4 分 再開 午後 3 時 2 5 分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第 4 2 号 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

●委員長（住田清美）

議案第 4 2 号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

議案第 4 2 号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について説明させていただきます。

一番うしろになるかと思いますが、要旨により説明をさせていただきます。改正の主  
旨ですが、老人保健施設たかはらを介護医療院に機能転換をするということに伴う改正  
となります。改正の内容になりますが、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する  
条例の一部改正としまして、飛騨市国民健康保険病院事業の施設である老人保健施設た  
かはらについて介護医療院に機能転換をするということで、これについて改正をします。

また、入所定員を 5 8 床に改めます。もう 1 点、地方自治法等の一部を改正する法律  
（平成 2 9 年法律第 5 4 号）により地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）が改正され、  
条項ずれが生じていることが判明しましたので、こちらについて当該条項の引用箇所を  
改正させていただきます。あわせて関係法令条例としまして、飛騨市職員の特殊勤務手  
当に関する条例の一部改正としまして、老人保健施設の部分を介護医療院に改めさせて  
いただきます。最後に飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所  
の使用料並びに手数料条例の一部改正としまして同じく老人保健施設を介護医療院に改  
めさせていただきます。

施行日につきましては令和 2 年 4 月 1 日となります。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第42号は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。

ただいま議決しました21案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時29分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 住田清美